

## 茨城県障害者雇用優良企業認定マーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城県障害者雇用優良企業認定企業が認定マークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用の制限)

第2条 認定企業は、認定マークを、会社案内、名刺等に自由に使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 有償で頒布する製品等へ使用する等、営利活動に利用する目的と認められるもの
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関わる目的と認められるもの
- (3) 公序良俗に反する目的と認められるもの
- (4) 障害者の雇用促進の趣旨に反するもの
- (5) その他知事が不相当と認めたもの

### (使用料)

第3条 認定マークの使用料は、無料とする。

### (使用承諾申込等)

第4条 認定企業以外の者が障害者の雇用促進のため、認定マークを使用しようとするときは、認定マーク使用承諾申請書(様式第1号)を知事に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定マークを使用することができる。

- (1) 国又は地方公共団体等が使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的でしようするとき
- (3) その他知事が適当と認めたとき

### (使用条件)

第5条 認定マークの使用に際しては、基本デザインを縮小又は拡大して使用することとし、次の各号に掲げる変更及び表現は認めない。

- (1) 縦横比率の変更、バランスの変更、文字やその他図形の書き加えや消去・省略
- (2) 色の変更(ただし、モノクロで使用する場合を除く。)
- (3) 汚れ、擦れ等著しく明瞭性に乏しい表現

### (使用の中止)

第6条 知事は、認定マークがこの規程に反して使用されるなど不適正使用が認められた場合は、使用者に対し、その使用を中止させることができる。

### (権利)

第7条 認定マークに関する一切の権利は茨城県に帰属する。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、認定マークの取り扱いに必要な事項は、知事が別に定める。

様式第1号

茨城県知事 殿

申請者 住 所  
名 称

茨城県障害者雇用認定マーク使用承諾申請書

認定マークを下記の目的で使用したいので、承諾願います。

1 日時（期間）

2 場所（媒体）

3 目的